

年休は欠勤？ 都労委側も首を傾げる！ 診断書強要都労委第2回証人審問

診断書強要都労委第2回証人審問が12月12日、開催されました。今回は、会社側から辻・人事部人事課課長代理、室・静岡支社人事課長、松本・人事部勤労課担当課長の3人が証言しました。

会社側尋問について証人は、マニュアル通りの模範回答を行いました。しかし、組合側尋問に対しては、労働委員会委員でも理解不能な回答を行い、傍聴席から「え～」というざわめきが相次ぎました。

例えば、辻証人は、松井組合員の苦情処理会議の事前審理で、自分が却下を下したにもかかわらず、「却下されました」と第三者的な回答を行い、「誰が却下したのか」との労働委員会側の質問にも答えませんでした。

また、年休は欠勤であるという会社の主張においては、室証人、松本証人とも協約の解釈について証言したにもかかわらず、労働委員会側にはその真意が全く伝わらず、「何を言っているのか理解できない」と言われる始末でした。

この審問を通じて、会社の基本協約の解釈のデタラメさが明確になったといえます。

審問終了後は、弁護士役を務めた新幹線地本土川副委員長、本部本橋書記長、本部高山教宣・法対部長の慰労を兼ねて、懇親会を行いました。

次回の第4回調査は来年3月15日に行われます。

